

アイデアソン 参加同意書

株式会社リコー、公益財団法人神奈川産業振興センター 御中

私は、株式会社リコー、公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「主催者」といいます）が運営する次のイベント（以下「本イベント」といいます）への参加にあたり、本イベントの参加者として、以下の事項について同意いたします。

イベント名：『アイデアソン』 Collaboration Hub
開催日時： 2020年3月15日（日）10：00～19：30
開催場所：RICOH Future House2F 「リコー コラボレーション ハブ」
（海老名市扇町 5-7）

- 1【目的】本イベントは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出し、自らの技術等を提供し合い、実装することにより、イノベーションを創出することを目的としています。
- 2【成果物】本イベントにおいて参加者が作成した文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイピングしたハードウェアその他一切の成果物（以下「成果物」といいます）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利その他の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとし、以下、合わせて「知的財産権」といいます）その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属します。ただし、本イベント終了時に合理的な方法により連絡が取れない参加者は、成果物に関する知的財産権その他一切の権利を放棄したものとみなします。
- 3【アイデア】本イベントにおいて参加者が提供したアイデア（コンセプト及びノウハウ等を含みます）は、そのアイデアを提供した参加者から第 4 項に定める申出及び参加者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産（パブリックドメイン）として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。
- 4【終了後の整理】参加者は、本イベント終了後 7 日間以内に成果物の公開、利用、権利化のための措置、製品化の意向についてチーム全員で協議して「終了後の確認書」に記入し主催者に提出するものとします。
- 5【公開】主催者、本イベントを共催、協力した者、ゲスト及び講師（以下「主催者等」といいます）は、

成果物を、広告宣伝又は研究目的のために、ウェブサイト（SNS を含む）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載する等、公開することができます。ただし、権利を有する参加者から、第4項にしたがって成果物に関する情報を公開しないよう申出があった場合には、主催者等は成果物の公開を延伸する等、参加者の権利化のために適切な措置を講じるよう努めるものとしします。

6【参加者の秘密情報】参加者は、第2項から第5項までに定める本イベントにおけるアイデア及び成果物の取扱いを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本イベントにおいて提供しないようご留意ください。ただし、参加者がそのような秘密情報を本イベントに対し提供することを希望する場合には、事前に主催者に通知し、その対応について協議するものとしします。

7【主催者側の秘密情報】本イベントにおいて主催者等が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関し、主催者等の指示に従わなければならないものとしします。

8【参加者の個人情報】主催者は、参加者から提出を受けた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）にしたがって取り扱い、参加者の同意なく、本イベント以外の目的での利用又は第三者への提供はいたしません。（なお、主催者は、本イベントについて参加者の個人情報の収集・利用・その他の処理を運営者に業務委託し、当該業務委託が主催者の取扱基準に合致した方法で個人情報を処理することについて運営者を監督します。）、参加者は、主催者等が特に指定する第三者が本イベント開催中において本施設内での写真・ビデオ撮影を行うにあたって当該撮影によって得られた画像・映像に参加者自身が映り込む可能性があることについてあらかじめ了解するとともに、主催者等が特に指定する第三者が当該画像・映像を広告宣伝のためにウェブサイト（SNS を含む）やチラシ・パンフレット等の宣伝広告物に掲載することについてあらかじめ合意します。

9【権利侵害の禁止】参加者は、本イベントにおける制作活動に関し、法令及び公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとしします。

10【規則・指示等の遵守】参加者は、本イベントが行われる施設（以下「本施設」といいます）の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者及び主催者の規則・指示等にしたがってください。

11【保証】参加者は、本イベントにおける制作活動の結果、制作活動の対象となる製品の製造会社、販売会社、その他製品保証を受けている会社の保証対象外となる可能性があることを十分に理解しているものとしします。

12【免責】本イベントに参加中の事故により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意又は重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

13【機材等の損傷】参加者が、故意又は過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

14【責任】参加者が以上の各項の定めに違反し、主催者又は第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対し何ら迷惑、負担をさせず、損害の賠償等を請求しません。

15【特記事項】主催者の事業と市場で競合する事業会社で就労する方のご参加はお受けできませんので、ご了承ください。

令和 年 月 日

【氏名】

【住所】

[本件に関するお問合せ先]

公益財団法人神奈川産業振興センター 経営支援課 木村

Mail: management@kipc.or.jp